

シニアワーキングさっぽろ2026開催業務 企画提案実施要領

1 事業名

シニアワーキングさっぽろ2026開催業務

2 業務内容

「シニアワーキングさっぽろ2026開催業務」企画提案仕様書のとおり

3 事業者の選定

- (1) 事業を受託する事業者(以下「受託者」という。)は、企画提案(プロポーザル)方式により選定する。
- (2) 応募のあった事業者(団体等を含む。)の企画提案書を、「シニアワーキングさっぽろ2026開催業務」企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)において審査の上(企画提案書の提出者が5者以上の場合は、書面審査を実施し上位4者を選定)、1者を選定する。

4 事業実施期間

契約締結日から2027年3月19日(金)まで

5 予算額

21,000千円(税込)を上限とする。なお、契約金額は別途決定する。

6 参加資格要件

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人(以下「企業等」という。)とする。

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を参加意思確認書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

- (1) 札幌市内に活動拠点(本社または営業所等)を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適合要件に該当しない者
- (5) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの)に該当しない者。または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しない者
- (8) 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)に該当しない者
- (9) 宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)に該当しない者
- (10) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、

事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実に認められること。
 (11) 複数企業による共同企業体（JV）での応募ではないこと。

＜提出する書面＞

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(企画提案様式5)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加意思確認書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加意思確認書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※法人の場合は「その3の3」又は「その3」、個人の場合は「その3の2」(写し可) ※参加意思確認書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

7 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで(契約候補者については契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

8 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。申立ての提出先等は次のとおりとする。

- (1) 提出先
札幌市経済観光局経営雇用支援部雇用労働課
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側)
- (2) 受付時間
平日 8時45分～17時15分

9 主なスケジュール

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 公 示 | 5月7日(木) |
| (2) 事業実施に関する質問受付 | 5月7日(木)～5月12日(火)※12時 |
| (3) 企画提案参加意思確認書の提出締切日 | 5月18日(月)※17時15分 |
| (4) 企画提案書の提出締切日 | 5月21日(木)※17時15分 |
| (5) 企画提案書の書面審査の実施 | 5月28日(木)※5者以上の場合に限り開催 |
| (6) 企画提案書のプレゼンテーションの実施 | 6月5日(金) |
| (7) 契約候補者の発表 | 6月8日(月)以降 |
| (8) 契約締結予定日 | 契約候補者決定後、札幌市の指定する日 |

10 事業に関する質問受付及び回答

(1) 質問

本事業の企画提案に関する質問については「質問書」(企画提案様式1)にて行うこと。質問内容は簡潔に記載すること。

ア 受付期間

令和8年5月7日(木)から令和8年5月12日(火)12時まで

イ 提出先

札幌市経済観光局経営雇用支援部雇用労働課
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側)

ウ 提出方法

電子メールで、質問書を受け付ける(電話や窓口での質問は受け付けない)。その際、件名は「シニアワーキングさっぽろ2026開催業務に係る質問書」とすること。

・電子メールアドレス：koyou@city.sapporo.jp

(2) 回答

質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問については質問者に対する回答に加えて、取りまとめの上、札幌市公式ホームページにて公表する。

なお、受付期間内に到着しなかった質問書については原則として回答しない。

11 企画提案参加意思確認書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、企画提案参加意思確認書(企画提案様式2)を提出すること。提出期限までに企画提案参加意思確認書を提出しない場合は、本事業に係る企画提案への参加は認めない。

(1) 提出期限

令和8年5月18日(月)17時15分まで(必着)

(2) 提出方法

直接持参とする(受付時間:平日8時45分～17時15分)

(3) 提出先

札幌市経済観光局経営雇用支援部雇用労働課
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側)

12 企画提案書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、企画提案書を提出すること。提出期限までに下記(5)に記載する必要書類を提出しない場合は、参加意思を取り下げ

たものとみなす。

- (1) 提案内容
「シニアワーキングさっぽろ2026開催業務」企画提案仕様書のとおり。
- (2) 提出方法
直接持参すること（受付時間：平日 8 時45分～17時15分）。
- (3) 提出期限
令和 8 年 5 月21日（木）17時15分まで（必着）
- (4) 提出先
札幌市経済観光局経営雇用支援部雇用労働課
（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所15階北側）
- (5) 提出書類及び部数
ア「企画提案提出書」（企画提案様式 3） 1 部
イ 企画提案書 12部
（ア）A 4 判、片面印刷、20ページ以内とすること（企画提案提出書、表紙、目次は除く）。
（イ）表紙及び目次を除き、企画提案書下部にページ数を入れること。
（ウ）企画提案書の表紙には、提案事業者の名称、事業所の所在地、代表者の氏名、本提案責任者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
（エ）提案書と別に資料を提出することは認めない。
- (6) 提出後の変更
提出された企画提案書等は、提出後の差換え、変更及び取消は認めない。また、返却には応じない。
- (7) 無効の取扱い
提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合には、無効とする。
ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合
イ 本実施要領及び企画提案仕様書に従って作成されていない場合
ウ 下記14に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
エ 同一の企業等が 2 つ以上の企画提案書等を提出した場合
オ 企画提案方式による公正な企画提案を妨げた場合
カ 次に該当する場合
民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)または第95条(錯誤)に該当する提案
- (8) その他
ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（企画提案様式 4）を提出すること。また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。
イ 企画提案書の再提出は認めない。
ウ 「取下願」の提出があった場合も、すでに提出した企画提案書は返却しない。

13 書類審査の実施

本事業に企画提案しようとする事業者が 5 者以上の場合は、「シニアワーキングさっぽろ2026開催業務企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、下記のとおり企画提案書の書類審査を行い、上位 4 者の企画提案を選定し、企画提案書提出事

業者に通知するものとする。

- (1) 書類審査実施日
令和8年5月28日(木)※予定
- (2) 書類審査内容(合計50点)
 - ア 事業の理解度(配点20点)
 - イ 企画書の体裁(配点10点)
 - ウ 提案の実現性(配点10点)
 - エ 提案の妥当性(配点10点)
- (3) 企画提案提出事業者への通知
書類審査を実施する場合に限り、5月22日(金)までにその旨を電子メールにて通知する。審査結果については5月29日(金)までに電話にて通知し、追って文書で通知する。

14 企画提案書のプレゼンテーションの実施

企画提案書を期日までに提出した事業者は、本市の指定する日時に、実施委員会に対し企画提案書の内容についてのプレゼンテーションを実施すること。

- (1) プレゼンテーション実施日(予定)
令和8年6月5日(金)(開始時間については、別途連絡する。)
- (2) 実施場所
札幌市役所本庁舎14階3号会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)
- (3) 実施方法
 - ア 出席者は1事業者あたり3名以内とする。
 - イ 持ち時間は35分間(説明15分間、質疑20分間)程度とし、札幌市の指示した時刻から、順次個別に行う。
 - ウ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。
 - エ 事前に提出した企画提案書に基づいて提案すること。当日の資料追加及びプロジェクター・パソコンを使用した提案は認めないものとする。

15 企画提案審査の実施及び審査基準

- (1) 実施委員会は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの実施後、直ちに別に定める審査要領に基づいて審査を行い、最も高い評価を受けた1事業者を契約候補者に選定する。
- (2) 審査は、提出された企画提案書による審査を基本とするが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- (3) 審査に当たっては、企画提案項目に応じた配点と、企画提案全体に対する配点を行う。
 - ア 審査に当たっては、次の事項を評価する(合計100点)。
 - (ア) 業務執行能力について(配点30点)
業務執行体制、積算及びスケジュール設定は妥当か、類似業務実績の有無などについて、総合的に採点する。
 - (イ) 企画提案内容について(配点70点)
事業趣旨に適合しているか、高齢者採用の知識が十分に備わっているか、企業開拓の計画は適切か、独自提案事項・事業全般に対し効果的な工夫がなされているか、人事・採用担当者向けセミナー及び体験付き仕事説明会の実施内容が適切な計画となっているか、来場者数目標達成のための取り組みは効果的か、情報発

信の手法は広く周知できるものになっているかなどについて、総合的に採点する。

イ 企画提案書の提出締切日時点において提案事業者が札幌SDGs企業登録制度の登録企業である場合は、本業務とSDGsとの親和性を考慮し委員全員の合計評点に対して5点加点する。ただし、上記アの審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。

ウ 企画提案内容の効果が同点と評価される場合は、事業者の事業実績を評価する。それでもなお同水準の場合は、当該企画提案者を対象として、くじ引きにより選定する。

(4) 審査に当たっては、上記(3)イの加点を除く満点の6割を最低基準点と定め、総得点が最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

16 選定結果の通知等

選定した事業者については決定通知を、落選した事業者には落選通知を送付する。

(1) 通知日 (予定)

令和8年6月8日(月)以降

(2) 対象業務の委託

ア 原則として、実施委員会で選定された契約候補者へ業務を委託する。

イ 札幌市は、選定した契約候補者と別途指名見積合せを実施し、契約金額を確定した後契約を締結する。

ウ 選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない。

(3) 選定結果についての疑義の申立て

ア 企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、郵送や電子メール等によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は上記11に記載の提出先等と同じとする。

17 著作権に関する事項

(1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

(2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。

(3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

(4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の

定めにより公開する場合がある。

18 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 札幌市と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、詳細は協議の上決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更する場合がある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争方式による企画提案の実施を延期又は取りやめることがある。